（様式２）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

郡山市長

（申込者）

所在地

　商号又は名称

代表者職氏名

電話番号

（担当者職氏名　　　　　　　　　　　　　）

郡山市熱海フットボールセンターネーミングライツ・スポンサーの申込みに当たり、下記の事項を誓約します。

記

１　提出書類の内容は事実に相違ありません。

２　「郡山市熱海フットボールセンターネーミングライツ・スポンサー募集要項」の応募資格(１)及び(２)の項目に該当しません。

３　愛称、看板のデザイン及び表示内容は、著作権、商標権、その他の権利を侵害しないことを保証します。

４　ネーミングライツ・スポンサーとして決定し、愛称を表示する看板、パネルボード等を設置した際は、適切な維持管理を行い、契約終了時に原状回復を行います。

５　上記１及び２に違反したときには、後に締結するネーミングライツ・スポンサー契約の解除、違約金の請求その他市が行う一切の措置について異議を唱えません。

※裏面あり

（裏面）

郡山市広告掲載基準（抜粋）

第３条　次に掲げる業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

(1)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む業種及びこれらに類似する業種

(2)　貸金業法第２条第１項に規定する貸金業のうち専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む者

(3)　たばこに関するもの

(4)　ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。）に関するもの

(5)　法律に定めのない医療類似行為を行うもの

(6)　占い、運勢判断に関するもの

(7)　興信所・探偵事務所

(8)　債権取立て、示談の引受け等を業とするもの

(9)　法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(10)　民事再生法又は会社更生法による再生又は更生の手続中の事業者

(11)　郡山市暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団員等

(12)　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

(13)　不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

(14)　郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例に違反しているもの

(15)　郡山市屋外広告物条例に違反しているもの

(16)　各種法令に違反しているもの

(17)　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

(18)　社会問題を起こしている業種又は事業者

(19)　市税又は国税を滞納している事業者

(20)　地方自治法施行令第167条の４第１項各号に該当する者であるとき又は第167条の４第２項各号のいずれかに該当するとき

(21)　政治資金規正法第３条の規定による政治団体又は宗教法人法第２条の規定による宗教団体

(22)　政治団体・宗教団体の役職にある者が役員を務める事業者

(23)　特定商取引に関する法律第33条に規定する連鎖販売取引に該当する取引を営む事業者

地方自治法施行令（抜粋）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。